

要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果について(三条市内)
 建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条第1号に掲げる建築物

令和5年11月30日現在

平成29年4月1日指定 (報告期限:平成30年9月30日)

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	災害時の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果		耐震改修等の予定		備考1	備考2
						Is	q	内容	実施時期		
1	三条商業高校小体育館	新潟県三条市田島2-24-8地内	高等学校	避難所	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説(2001年改訂版)」、文部科学省「屋内運動場等の耐震性能診断基準(平成18年度版)」、財団法人日本建築防災協会「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説(2011年改訂版)」	Is=0.79	q=1.44	-	-	2階部分	耐震改修済み
						Is/Is0=1.09	CTU・SD=0.76	-	-	1階部分	耐震改修済み (0.15Z・G・U=0.15) (0.3Z・G・U=0.30)